

有効期間満了日 令和6年3月31日

熊少第119号

令和2年3月25日

SNSに起因する子供の性被害防止のための広報啓発活動の推進について（通達）

SNSに起因して児童買春や児童ポルノなどの性被害に遭った児童数は増加傾向にあり、また、今後、スマートフォンの更なる普及率の増加や利用者の低年齢化が想定される状況にある。

本県では、「サイバー補導運用要領の制定について（通達）」（平成31年4月26日付け熊少第232号）により、児童の保護を図ってきたが、こうした状況に適切に対応するためには、SNS上の不適切な書き込みに対して、広範囲に注意喚起を行い、被害を未然に防止することに重点を置いた広報啓発活動を推進する必要があることから、別添「SNSに起因する子供の性被害防止のための広報啓発活動の実施要領」に基づき効果的な推進に努められたい。

なお、本活動については、要保護児童の保護等の観点から従来実施しているサイバーパトロールを活用した各種活動を妨げるものではないことを申し添える。

また、本通達の実施に伴い、前記通達は廃止する。

別添

SNSに起因する子供の性被害防止のための広報啓発活動の実施要領

1 広報啓発活動の実施

(1) 広報啓発活動の目的

児童の性被害防止対策をより効果的に推進していくため、従来のサイバー補導に代わる新たな取組として、SNS上の不適切な書き込みに対して広範囲に注意喚起を行い、性被害の未然防止を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

警察本部少年課

(3) 対象とするSNS

被害児童が多く認められるSNSで全てのユーザーが閲覧可能な場所（いわゆるオープンスペース）での広報啓発活動が可能なものとする。

(4) サイバーパトロールの実施

対象とするSNSを検索して、児童の性被害に繋がるおそれのある不適切な書き込みを発見する。

(5) 対象とする書き込み

対象となる書き込みについては、出会い系サイト規制法に規定する禁止行為（同法第6条第5号を除く。）等の犯罪行為に該当しないもののうち、次の事項に該当する書き込みを対象とする。

なお、対象とする書き込みの該当性は、当該書き込みだけではなく、プロフィール情報や隠語等から総合的かつ組織的に判断するものとする。

ア 書き込み内容

児童の性被害に繋がるおそれのあるものとする。

イ 地域性

投稿者が熊本県内居住の人物と認められる書き込み、又はその地域性が不明な書き込みとする。

ウ 投稿者

児童及び児童の性被害を誘引していると思料される者とする。

(6) 少年課への報告

対象となる書き込みを発見した場合は、その都度、「児童の性被害に関する書き込み発見報告書」（別記様式）により、少年課へ報告すること。

なお、発見した書き込みについては、時間が経過すれば削除されるなど実効性が薄れることから、速やかに報告すること。

(7) 少年課における広報啓発の実施

警察署等から報告を受けた少年課は、当該書き込み内容を精査し、広報啓発の必

要性が認められた場合には、少年課の保有する公式アカウントにより、注意喚起に資するメッセージを投稿の上、画像貼付機能があるSNSには、別途通知する「広報啓発用ポスター」を貼付すること。

なお、メッセージの投稿は、少年課のみとし、警察署にあつては、ダイレクトメールなどの相互連絡機能を用いてのメッセージの投稿は行わないこと。

(8) 注意喚起に資するメッセージの内容

注意喚起に資するメッセージについては、投稿者に応じて次のとおりとすること。

ア 児童と思料される者

こちらは熊本県警察本部少年課です。この書き込みは児童買春などの被害につながるおそれがあります。また、見ず知らずの相手と会うことは、誘拐や殺人などの重大な事件に巻き込まれるおそれのある大変危険な行為です。

イ 児童の性被害を誘引していると思料される者

こちらは熊本県警察本部少年課です。児童買春や児童ポルノの製造等の子供への性犯罪は、子供の人権を著しく侵害する極めて悪質な行為です。

2 ボランティア等と連携した効果的なサイバーパトロールの実施

本広報啓発活動に当たっては、大学生サイバー防犯ボランティア等に対して、対象となる書き込みの発見と警察への報告を依頼する等、効果的なサイバーパトロールの実施に努めること。

3 サイバーパトロールを活用した要保護児童の保護等に資する活動の実施

本広報啓発活動のほか、重大な犯罪や悪質性の高い犯罪（未成年者略取誘拐や低年齢児童（13歳未満）対象の児童買春、児童ポルノ事犯等）に巻き込まれる可能性のある書き込みを発見した場合等、要保護児童の保護等の必要性が高いと判断した場合は、対象児童との交信等により速やかに児童の保護活動（以下、「交信による保護活動」という。）を実施すること。

交信による保護活動の判断は、少年課において行うこととし、警察署独自で対象者との交信を開始しないように留意すること。

※ 別記様式（略）